

令和元年度		施策評価表(平成30年度の実績評価)			記入年月日						
					令和	元	年	5	月	31	日
施策 No.	政策名	みんなで築く自治のまちづくり	主管課	市民課	主管課長名		田口 浩江				
6-2	施策名	人権尊重のまちづくり	関係課	生活環境課、生涯学習課、学校教育課、社会福祉課							

1. 施策の目的と成果把握

施策の対象		対象指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
市民		①桜川市人口	人	見込値	41,278	41,008	40,027	39,571	39,115
				実績値	41,278	40,483			
				見込値					
				実績値					
				見込値					
				実績値					
施策の意図		成果指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
人権への意識が高くなり、人権が 守られている。		①個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合	%	目標値	73.0	74.0	75.0	76.0	77.0
				実績値	72.5	73.6			
		②男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	%	目標値	31.0	32.0	33.0	34.0	35.0
				実績値	23.2	23.1			
		③施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合	%	目標値	23.6	25.2	26.8	28.5	30.1
				実績値	19.4	20.5			
				目標値					
				実績値					
				目標値					
				実績値					
成果指標設定の考え方		○施策意図の「人権への意識が高くなり」については、③「施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合」で把握する。 「人権が守られている」については、①「個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合」、②「男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合」で把握する。							
成果指標の把握方法と算定式等		○対象の人口は、毎年10月1日の常住人口。 ○①個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合、②男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、市民アンケートより求める。 ③施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合は、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用調査より求める。							

2. 施策の成果水準とその背景・要因

1) 現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？)			
実績比較	☐ 成果がかなり向上した	☐ 成果がどちらかといえば向上した	☒ 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	☐ 成果がどちらかといえば低下した	☐ 成果がかなり低下した	
背景・要因	①個人の人権が保護されて守られていると感じた市民の割合は、28年度71.2%、29年度72.5%、30年度は73.6%で1.1ポイント上昇した。 ②男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、28年度24.8%、29年度23.2%、30年度は23.1%で0.1ポイント下がった。 ③施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合は、28年度22.0%、29年度19.4%、30年度は20.5%で1.1ポイント上昇した。 総合的に見てアンケート結果の変動が少なかった為、成果としては横ばいである。		
まとめ			
実績比較	☐ 目標値のすべてを上回った	☐ 一部の成果指標で目標値を上回った	☐ 目標値どおりの成果であった
	☐ 一部の成果指標で目標値を下回った	☒ 目標値のすべてを下回った	
背景・要因	①個人の人権が保護されて守られていると感じた市民の割合は、30年度目標値74.0%に対し、73.6%となり、0.4ポイント下回った。 ②男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、30年度目標値32.0%に対し、23.1%となり、8.9ポイント下回った。 ③施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合は、30年度目標値25.2%に対し、20.5%となり、4.7ポイント下回った。 実績の要因としては、女性の積極的な社会進出や高齢化など社会環境の変動が著しい中、多くのトラブルや悩みに直面する機会も増えていると考えられる。		

3. 施策の成果実績に対しての総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対しての総括	今後の課題・方針
貢献度が高かった事業は下記のとおりである。 ・「男女共同参画推進事業」については、全戸回覧のチラシ等で周知を行うとともに、男性向けの料理教室を開催し実践を通じた啓発活動を行った。過去10年間の計画を振り返り、市民に理解しやすい第2次男女共同参画推進プランを今年度作成した。それと同時に一人でも多くの市民に理解してもらえるよう男の料理教室を開催し、その中で、男女共同参画事業のプチ講座を実施し男女共同の意識の向上を図った。 ・「社会を明るくする運動事業」では街頭で啓発品やリーフレットを配布し、直接市民に訴えかける活動を行った。 ・「同和対策推進事業」では同和問題の理解と認識を深めるため研修会へ参加した。 平成30年度で、①個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合が、目標値の74.0%には達しなかったが、27年度から上昇傾向にあることから、住みよい地域が形成されつつあると判断できる。 ・市内小中学校を対象に、人権に関する作文募集を依頼することで、基本的人権に対して考えるきっかけづくりを行い、意識の向上を図ることができた。	・男女共同参画推進事業については、国でも年々新たな施策を実施しており、それに対応するため常に情報収集を行い、市の事業に反映させていく必要がある。 ・「基本的人権の尊重」とは、安心安全で住みやすいまちづくりを目指す、個人の尊厳を守る地域社会にするための意識啓発活動が重要である。 ・近年では、いじめだけでなく親の養育放棄や虐待・学校での体罰、SNSによる誹謗中傷など子どもの人権を守るために必要な情報提供(教室)と困ったときに気軽に相談できるしくみが必要である。 ・LGBTや高齢者生活支援など複雑化・多様化する人権問題に対応するためのスキルアップと関係機関との連携強化を図ること、社会的な意識啓発の普及活動が必要である。